第 4189 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2011年)$ 平成23年 28日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

◆ 申告不要の配当所得

Q:一定の配当所得は、確定申告が不要と聞きました。どのようになっているのですか?

A:次のようになっています。

【解説】

配当所得がある場合でも、次の場合は確定申告が不要となっています。

- ①内国法人から受ける配当(②以下のものを除く)で、1回の配当が10万円以下(配当の計算期間が1年の場合)であるもの
- ②内国法人から受ける上場株式等の配当等の うち、大口株主(配当に係る事業年度終了の 日において、発行済株式総数の5%以上の株 式を有している者)以外の者が受け取るもの
- ③内国法人から受ける公社債投資信託以外の 証券投資信託でその設定に係る受益証券の 募集が一定の公募により行われたもの(④を 除く)
- ④特定投資法人の投資口の配当等 これらの配当は、確定申告が不要ですが、次 のいずれか有利な方法を選択することも認 められています。
- イ.確定申告をせずに、20%(上記の上場株式等は7%)の源泉徴収で完結する方法
- ロ.確定申告をして配当控除や源泉徴収税額の 税額控除を受ける方法
- ハ. 上場株式等の譲渡損失がある場合で、上場 株式等に係る配当所得と譲渡損失を損益通 算して税額の還付を受けるために確定申告 する方法







